

東京都印刷産業政治連盟ニュース

Vol. 73

JULY 2015

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度通常総会を開催

平成 26 年度事業・決算報告、平成 27 年度事業計画・収支予算を承認①

東京都印刷産業政治連盟（東政連、森永伸博会長）は、6月1日（月）、ハイアットリージェンシー東京で平成 27 年度通常総会を開催し、平成 26 年度事業・決算報告、平成 27 年度事業計画・収支予算案の上程議案すべてを承認した。

森永会長は、「この 1 年間、東政連の政策要望の実現のために、自民、公明、民主の 3 党にヒアリングの場を設けて頂き、密度の濃い意見交換を行ってきた。さらに都議会自民党の議員の方々の計らいで、要望事項に関係する東京都の関係各局の局長にも、直接、現状と要望を説明することができた。要望の実現は簡単ではないが、会員の皆様から要望実現のための力強いご意見を数多く頂いており、議員の皆様のご協力や仰ぎながら必ずや実現したいと強く思う所存である。経済活動において政治は欠かせないをモットーに、印刷業界のために、東政連がその使命を果たすべく邁進したいと」所信表明した。



議事は木村篤義幹事長の司会で進行し、審議は森田茂副幹事長を議長に選任して行った。

【第 1 号議案】平成 26 年度事業報告および決算報告承認の件

事業報告については、野上光之副会長が次のとおり説明した。

「平成 26 年度東京都予算等に対する政策要望については、東京都印刷産業議員連盟（議員連盟議員）と連携して、実現化に向け活動展開した。東京都議会自民党、公明党、民主党の 3 党の各党所属の議員連盟議員を中心とする都議の方々との会合で、メディア・ユニバーサルデザイン（MUD）の普及、災害時対策として、事業継続計画（BCP）策定推進に向けた東京都 BCP 策定支援事業の取組枠の増大と、製造業では都内トップの事業所数となる印刷・同関連企業の事業所数に見合った設定を求めた。

また、直接、東京都関係局と意見交換する場を持ち、BCP 策定支援事業の取組枠について、印刷・同関連企業から参加申込みが多数あれば、現在の枠に捕らわれず、できるだけ多く相当枠を設定する方向で対応すると、東京都から柔軟な回答を得ることができた。

東京都の制度等の説明からは、制度融資、省エネ対策への支援、入札制度、2020 年オリンピック・パラリンピックに係る契約関係業務などについて、中小印刷産業界の立場から実情と要望を伝えた。

国政についても、自由民主党東京都支部連合会と会合を持ち、中小企業の経営基盤強化・活性化に向けた税制措置の拡充、教育現場における紙媒体の活用推進、事業用資産の承継促進税制の拡充などについて、要望の吸い上げと反映を求めた。その結果、要望の中で、中小企業等の『年 800 万円以下の所得金額』における法人税の軽減税率適用の延長、中小企業への外形標準課税導入の反対が、平成 27 年度税制改正に反映された。

以上政策活動のほか、東政連設立 30 周年記念行事を 6 月に執り行い、式典では、東政連の存在と役割を改めて認識し、決意も新たに、印刷・同関連産業

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度通常総会を開催

平成 26 年度事業・決算報告、平成 27 年度事業計画・収支予算を承認②

の振興・発展と社会的地位の向上を誓い、式典後のパーティでは、東政連会員、印刷関連 6 団体の組合員・会員、議員連盟議員が多数参加して、今後の業界発展に向け交流を図った。」

こうした東政連からの要望と議員連盟議員と連携した政策活動、要望に対する都・国からの回答、また東政連の動きなどについて、新たに開設した『東政連ホームページ』や『東政連ニュース』により、会員に広報した。」

続いて、決算報告については丸山啓一会計幹事が次のとおり説明し、木植信明監査が監査報告した。

「収支総額全体で平成 26 年度はホームページの開設による、制作・運用コストを約 30 万円計上し、支出が収入を上回る、前期繰越金充当の予算組みをした。全般的な費用抑制の努力を図ったが、予定外の衆議院選挙実施による推薦状・必勝ポスター印刷代が約 6 万円発生し、約 35 万円の支出増となった。」

【第 2 号議案】平成 27 年度事業計画案および収支予算案承認の件

事業計画案については、森永会長が次のとおり説明した。「中小企業の実質的な景況浮揚に向け、経済活性化への施策を訴えていく。東政連が印刷産業の振興発展という活動を行っていく組織として、業界に関わる政策に具体的な提案を持って成果に結びつけていきたい。」

平成 27 年度事業計画案については、都政への要望事項として、引き続き取り組む課題を含め、事業計画 6 事項（3 頁に掲載）を具現化推進の主要項目とし、2020 年オリンピック・パラリンピックを控え MUD の採用・普及、少子高齢化で労働人口が不足する中での女性が活躍できる職場環境づくりなどに取り組んでいきたい。

国政については、東京都選出の国会議員と都議会議員で構成されている東京都支部連合会とのヒアリングを行い、事業計画の（3 頁に掲載）中で特に(2)教育現場から社会に向けた紙媒体の活用の浸透については、教科書のデジタル化が検討される中、紙媒

体の有用性を訴えていきたい。

印刷関連各団体の構成員からの要望を吸い上げ、それを政策的提案として取り纏め、議員連盟議員との交流の中で実現に結びつけていく上で、会員の声が届くよう議員連盟議員とのパイプの強化を図っていくと共に、会員のパワーが政策要望を実現するための源であるので、組織の加入増強も推進していきたい。

東政連の活動については、機関紙『東政連ニュース』と『東政連ホームページ』により、活動状況、成果、行事の案内を会員全員に留まらず対外的に発信していきたい。」

続いて、収支予算案については、真山明夫会計幹事が次のとおり説明した。

「収入は機関紙購読料が約 237 万円、機関紙広告料が 9 万円ほか前期繰越金約 401 万円を加えて、合計 6,758,066 円、支出は経常経費約 78 万円、総会開催費、機関紙発行費など政治活動費が約 196 万円に予備費約 401 万円を加えて合計 6,758,066 円である。」

以上で議事を終了し、来賓紹介の後、印刷関連団体を代表して東京都印刷工業組合島村博之理事長と議員連盟議員を代表して第 46 代都議会議長の高島なおき自由民主党議員より祝辞が贈られた。

続いての懇親パーティは、東政連会員、印刷関連団体 6 団体の組合員・会員・議員連盟議員総勢約 80 名が参加して、幅和弘副会長の発声により開宴し、今後の業界発展に向け交流を図った。



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と
社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度事業計画・収支予算

【平成 27 年度事業計画】

1. 東京都政への要望事項について、具現化による実現の推進 (1)ものづくり地場産業に対する支援 (2)東京都発注印刷物の入札方法の改善 (3)メディア・ユニバーサルデザインの採用・普及 (4)BCP 策定への取組みに対する支援 (5)女性が活躍できる職場環境づくりへの取組みに対する支援 (6)中小規模企業の実態に即した融資・助成金等施策の運用	2. 国政への要望事項について、具現化による実現の推進 (1)中小企業の経営基盤強化・活性化に向けた支援 (2)教育現場から社会に向けた紙媒体の活用の浸透 (3)中小企業税制の拡充 (4)償却資産に係る固定資産税の廃止 (5)事業承継支援 (6)中小企業・業態を踏まえた労働法制の制定
3. 東京都印刷産業議員連盟所属議員との連携強化 (1)都政への要望に対する協力体制の深化 (2)東京都印刷産業政治連盟会員全体での組織的交流 4. 機関紙「東政連ニュース」の発行 5. 加入増強運動の実施 6. ホームページの運営 7. その他必要な事項	

【平成 27 年度収支予算】

1. 収入の部

科目	金額(円)	備考
機関紙購読料	2,376,000	3,600 円×660 口
機関紙発行事業収入	90,000	東政連ニュース広告
預金利子	800	
総会収入	280,000	
前期繰越金	4,011,266	
合計	6,758,066	

2. 支出の部

科目	金額(円)	備考
経常経費		
人件費	193,000	機関紙購読料集金に係る各団体事務委託費
事務所費	588,000	ホームページ運用コスト、コピー代、電話代、家賃、郵送料、振込手数料等
小計	781,000	
政治活動費		
行事費	971,000	総会費
組織対策費	90,000	諸会議開催費
交際費	300,000	各種パーティ券購入費、参加団体行事祝金
機関紙発行費	576,000	印刷代、配送料
調査研究費	24,000	東京都各種団体協議会会費
予備費	4,016,066	
小計	5,977,066	
合計	6,758,066	

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と
社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度国家予算・税制改正等に関する要望について回答が示される①

1. 平成 27 年度国家予算・税制改正等に関する要望・会派との意見交換

平成 27 年度国家予算・税制改正等について、9 月 26 日に自由民主党東京都支部連合会に次の要望を提出し、意見交換を行った。その回答を以下のとおり同連合会より受けた。

(1) 教育現場における紙媒体の活用推進について

大量の情報を効果的に収集・処理し活用することはビジネスにおいて重要な要素となっており、メディアの的確な選択も肝要である。その選択においては、利便性からビジネスだけでなく教育現場ははじめ社会一般に情報機器が重宝され、小・中学校ではパソコン等 IT 機器を使った教育が行われ、また、デジタル教科書の採用も平成 27 年までに全小・中学校への導入を目指して試行されている。

しかしながら、人の脳との高い親和性を持つ紙媒体による視認は不可欠であり、教育現場では紙の教科書の方が学習効果が高いという実験結果があり、特に初等における基礎的な知識や人間としての感性の育成に紙媒体の機能は重要な役割を担う。また、紙は、化石資源を原料とする情報機器類の使用期間を考慮しても、環境調和性、資源調和性から環境優位性がある。

現代社会において情報は多岐に亘り、その種類や利用に応じたメディアの選択が必要であるが、情報の可読性や感性への訴求力の機能性から、また、人間形成をも考慮して利便性の追求一辺倒にならないよう、まず教育現場で書物等紙媒体の優位性を保持し、社会に発信されるようにされたい。

<回答>

現在、我が国の法令では、児童生徒が使用する教科書は紙媒体のもののみが対象とされており、国民に長い間定着して親しまれている。

一方、デジタル教科書については、政府の規制改革実施計画等において、その教科書制度への位置付けについて、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行うこととされている。

今後、デジタル教科書の位置付けについては、文部科学省において検討が行われるものと承知しているが、デジタル教科書の教育効果や、紙媒体と電子媒体の特性の違い等、様々な観点から検討することが必要と考える（文部科学省初等中等教育局教科書課）。

(2) 2020 オリンピック・パラリンピック関連の印刷物注要件について

2020 年を見据えた相応な取り組みとして、情報伝達の中で重要な役割を担う印刷物について次の事項を発注要件とされたい。

①誰もが公平に必要な情報を理解し、利用できるようにすることは社会的な責任であり、メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)を標準採用とすること。

②環境への配慮として、日本印刷産業連合会の印刷産業界の環境自主基準「印刷サービスグリーン基準」に適合したものとすること。

<回答>

①利用する方々の側に立ち、必要とされる情報を分かりやすく伝えることを目的とするメディア・ユニバーサルデザインの考え方は重要。経済産業省としても、メディア・ユニバーサルデザインに配慮した印刷物発注を検討してまいりたい。

②「印刷サービスグリーン基準」の活用のため、環境省において印刷物の発注に同基準をはじめとする環境配慮に係る基準を試行的に採用する予定。経済産業省においても、環境省の試行を参考として、同基準等の印刷物発注への反映を検討することとしている（経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課）。

(3) 中小企業の経営基盤強化・活性化に向けた税制措置の拡充

日本経済成長の原動力となる中小企業の活力強化には、税制面での減免等優遇措置などが必要である。中小企業の実体経済の回復、さらなる持続的な成長の推進において、次の税制措置を取られたい。

①現行の法人実効税率は、地域産業を支えている中小企業の活性化に大きくのしかかっており、海外主要国並みの 20% 台へ引き下げられたい。

また、中小企業者等の事業年度の所得金額のうち 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 15% とする特例措置について、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日からさらに延長されたい。

法人税引き下げによる代替財源については、今後数年に亘る税率軽減措置による企業収益の増加を考慮に入れ、各方面の影響や公平性から課税方式を検討されたい。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と
社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度国家予算・税制改正等に関する要望について回答が示される②

②資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人に適用されている法人事業税の外形標準課税について、中小企業への適用拡大の動きがあるが、人件費割合が比較的高い中小企業ほど負担が大きく、経営状態の良くない赤字法人にも課税されるため、経済好循環実現のための賃金引き上げ政策に逆行することになる。その影響が甚大であることから、中小企業への適用拡大には反対する。

③平成 23 年度の法人税改正により、中小法人に対する繰越欠損金は従来どおり 100%使用できる上に控除期間が 9 年まで 2 年間延長されたが、期間設定を撤廃されたい。

<回答>

平成 27 年度税制改正での法人税改革は大法人を中心に行われるものであり、外形標準課税の中小企業への適用拡大や、欠損金の繰越控除をはじめとした中小企業税制の縮減は見送られるとともに、中小企業に対する法人税率の軽減措置の適用期限が 2 年間延長された。

中小企業・小規模事業者は地域の経済や雇用を支える重要な存在であり、その活性化に向けて、どのような施策が必要か、税制での対応を含め、引き続きしっかりと検討していく必要があると考えている（経済産業省中小企業庁財務課）。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、前向きな設備投資および雇用拡大の阻害要因となっていることから廃止されたい。

<回答>

固定資産税は、約 8.6 兆円の税収規模（市町村税収全体の 4 割超）であり、うち償却資産分は約 1.5 兆円と、地域に密着した産業振興施策や公共事業など地域経済の活性化を担っている市町村にとって、安定した重要な基幹税源となっている。

このため、償却資産課税の見直しの議論に対しては、地方六団体や全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめ、多くの地方団体から現行制度堅持の意見をいただいている。

平成 27 年度の与党税制改正大綱においては、これらを踏まえ、「引き続き検討」とされた。

今後とも、引き続き、地方団体の意見を十分に踏

まえ、与党大綱で示された様々な観点から、総合的な議論を行っていくことが必要と考えている（総務省自治税務局固定資産税課企画係）。

(5) 事業用資産の承継を促進する税制の拡充

中小企業は雇用の受け皿として重要な役割を担っており、中小企業の円滑な事業承継を促進するために、次の措置を講じられたい。

①事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式総数の「2/3」要件を「100%」とすると共に、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を「100%」に引き上げること。

また、後継者死亡時点まで納税が免除されないことから、納税免除を納税猶予開始後 5 年経過時点とすること。

②中小企業の経営者は事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多く、債権者の承諾なしには処分できずに資産価値として大きな制約を受けている。このため、担保付き個人資産の評価額を一定割合減額する特例措置を創設するなど、法人経営のために担保提供した個人資産の相続税の評価方式を見直すこと。

③取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。中小企業庁「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

<回答>

地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化は地域経済の活力の維持や雇用の確保等のため極めて重要。

このため、平成 25 年度税制改正において、雇用の 8 割以上を維持する等の要件についても、5 年間毎年 8 割以上を維持するのではなく、5 年間平均で維持すればよいこととするなど抜本的な見直しを行い、平成 27 年 1 月に施行された。

事業承継税制の更なる拡充については、本税制の利用状況や事業者の皆様からの評価を見極めた上で検討し、引き続き中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化について取り組んでいく（経済産業省中小企業庁財務課）。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度東京都予算等に関する要望について回答が示される①

2. 平成 27 年度東京都予算等に関する要望・会派との意見交換

平成 27 年度東京都予算等について、9 月 5 日に都議会公明党、9 月 8 日に東京都議会自由民主党、都議会民主党それぞれに要望を提示し、意見交換を行った。さらに、重点的な要望事項について、2 月 13 日に東京都議会自由民主党と具体的な意見交換を行った。要望に対する回答を以下のとおり、3 党より受けた。

(1) 印刷・同関連産業の振興に対する支援について

東京の地域経済にとって中小企業の活力は不可欠であり、中でも地場産業の印刷・同関連産業は都市型情報サービス産業としての地位に留まらず、地域とも密着して地域産業資源を活用した業務展開を図り、また、ソリューションプロバイダーとしてあらゆる産業に互る取引先の課題解決型産業の地位も築きつつある。このように、印刷・同関連産業は各工程の技術力とノウハウを結集した、東京における中核的なブランド価値を有し、地域産業の活性化の原動力にもなっている。その産業力を強化し、成長を推進していくにおいて、当業界の取り組みが円滑に進むよう次の措置を取られたい。

①東京という産業集積地の優位性を活かして産業間の結び付きを強め、内発的産業育成を図ることが、高付加価値化への相乗効果を生むことになる。東京都は、印刷・同関連産業が地域産業の活性化に一層組み込まれるよう、他産業との連携・共同事業や産業資源の活用等の産業振興への取り組みに対して支援の強化を図られたい。

②償却資産に係る固定資産税は、前向きな設備投資および雇用拡大の阻害要因となっていることから廃止されたい。

<回答>

①都では、都内ものづくり中小企業の集積維持・発展を図るため、区市町村が取り組む地域の産業基盤強化に向けた立地支援や操業環境の整備、競争力の強化に資する事業に対し、支援しています。

加えて、平成 27 年度からは、より一層の地域産業の集積維持・発展と地域の活性化を図るため、地域産業の担い手である大学、地域の金融機関、中小企業支援機関等がお互いの強みを活かしたネットワークを形成し、中小企業が抱える課題を解決する取り組みについて、区市町村と連携して支援していきま

す（産業労働局商工部地域産業振興課）。

②償却資産に係る固定資産税は、償却資産の保有と区市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課されるものです。平成 27 年度与党税制改正大綱（平成 26 年 12 月 30 日決定）においては、「設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する」こととされています（主税局税制部税制課）。

(2) 教育現場における紙媒体の活用推進について

大量の情報を効果的に収集・処理し活用することはビジネスにおいて重要な要素となっており、メディアの的確な選択も肝要である。その選択においては、利便性からビジネスだけでなく教育現場ははじめ社会一般に情報機器が重宝され、小・中学校ではパソコン等 IT 機器を使った教育が行われ、また、デジタル教科書の採用も平成 27 年までに全小・中学校への導入を目指して試行されている。

しかしながら、人の脳との高い親和性を持つ紙媒体による視認は不可欠であり、教育現場では紙の教科書の方が学習効果が高いという実験結果があり、特に初等における基礎的な知識や人間としての感性の育成に紙媒体の機能は重要な役割を担う。また、紙は、化石資源を原料とする情報機器類の使用期間を考慮しても、環境調和性、資源調和性から環境優位性がある。

現代社会において情報は多岐に互り、その種類や利用に応じたメディアの選択が必要であるが、情報の可読性や感性への訴求力の機能性から、また、人間形成をも考慮して利便性の追求一辺倒にならないよう、まず教育現場で書物等紙媒体の優位性を保持し、社会に発信されるようにされたい。

<回答>

各学校においては、教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、教科書を使用することが義務付けられており、全児童・生徒に渡されています。また、教科書以外の図書その他の教材で、有益適切なものも使用しています。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度東京都予算等に関する要望について回答が示される②

各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童・生徒の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善するとともに、教材・教具の適切な活用を図り指導の充実を図ってまいります（教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課）。

(3) 雇用対策に対する支援について

中小企業が若年者を確保する上で、中小企業単独では自社の PR 力が十分でないため、組織的に業界の魅力と企業紹介を発信することが必要である。これに関連して、小規模企業振興基本法では、「国は、小規模企業に必要な労働力の確保を図るため、地方公共団体または教育機関と連携して職業能力の開発および職業紹介事業の充実、小規模企業の事業活動に関する広報活動の充実等の施策を講ずる」としている。東京都は、本法に準じて、小規模企業の多い印刷・同関連産業の雇用における若年の求職者とのマッチング機会について、次の支援策を取られたい。

①業界団体実施の「合同会社説明会」は、業界企業、その業界への就業希望や興味のある求職者双方にとって、採用・就職のための効果的な催しである。当業界が行っている「合同会社説明会」について、東京都から会場施設の支援があるものの、限られた場所といった要因もあって求職者を惹き付けるには乏しいため、立地や施設機能面から若年者を誘引できるような行事が開けるよう費用の助成を行うと共に、東京都の公報において積極的に開催案内をされたい。

②中小企業においては、知名度や業容の広報力が必ずしも大きくないなどの理由から、求める人材の獲得機会を得にくいといった状況がある。学生・学校と中小企業とを直接的に繋ぎ、中小企業の魅力に触れる仕組みを作られたい。

<回答>

①都では、東京しごとセンターにおいて「合同企業説明会」を開催するとともに、東京労働局と連携し「新規大卒者等就職面接会」を開催し、印刷業を含む中小企業と若者のマッチングを支援しています。

また、都立職業能力開発センターの人材育成プラザや民間貸出施設において、企業・団体等と連携し地域マッチング会を開催しており、東京都の広報において広く案内しております。今後とも中小企業の人材確保に向けて支援をしていきます（産業労働局雇用就業部就業推進課・能力開発課）。

②都では、優れた技術力を持つものづくり中小企

業の情報を、冊子やウェブサイトにより広く発信しています。また、学生等を対象に、中小企業を訪れ、経営者や若手社員との交流や現場を体験することができる「仕事体験ツアー」のほか、平成 26 年度からは、ものづくり中小企業と教育機関等が一堂に会し、情報交流等を通じて相互の理解を深める「ものづくり中小企業情報交流会」を実施します。

さらに、中小企業が自らの魅力発信のために、工業高校生や高専生を対象に実施する現場体験の受け入れを推進するため、専門相談員（魅力体験コーディネータ）を東京都中小企業振興公社に 4 名配置し、現場体験（インターンシップ）の受け入れ企業の開拓や工業高校等への情報提供、受け入れに当たっての、中小企業と学校等との調整や助言などを行っています。また、企業の負担軽減を図るため、現場体験（インターンシップ）を受け入れた中小企業に対し、奨励金を支給しています（産業労働局雇用就業部就業推進課）。

(4) 東京都発注印刷物の入札方法の改善について

東京都発注の印刷物入札についてすべて請負契約になっているが、適正な積算根拠を伴わない過度の低価格な受注や不適格な企業の参入は、品質の低下やコンプライアンスの問題を招く場合があるだけでなく、印刷・同関連産業界の健全性を損なうものであることから、その対策として次の方法を講じられたい。

①予定価格を設定し最低制限価格を設けると共に、低入札価格調査制度の適用を徹底されたい。

②発注物の性格から目的に合致した企画を提案し、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ「企画提案（プロポーザル）方式」をできる限り適用されたい。

価格を入札要素に加える場合であっても「総合評価方式」を採用し、上記①を併用されたい。

③印刷・同関連産業界では、自主基準として日本印刷産業連合会「印刷サービスグリーン基準」を制定し、印刷・同関連企業の社会的責任の遂行と地球環境保全を推進している。そして、本基準を達成した工場・事業所を「グリーンプリンティング (GP) 認定」することで、環境配慮製品の普及を推進している。本基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目とも整合性を確保するよう配慮されており、GP 認定は平成 25 年 3 月策定の環境省「プレミアム基準策定ガイドライン」の設定において考慮すべき事項に挙げら

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 27 年度東京都予算等に関する要望について回答が示される③

れ、そのさらなるグリーン化の志向は、地方公共団体や民間に波及することも期待されている。

上記の「企画提案(プロポーザル)方式」、「総合評価方式」の評価ポイントとして、印刷・同関連産業界が進める環境保全に係る GP 認定及びそれに準ずる制度認定、また、情報セキュリティに係る認定を加点要素に加えることで、環境・情報保全の推進と共に選定性能を引き上げられたい。

<回答>

①印刷物の契約については、すべて請負契約として取り扱うこととし、平成 18 年 8 月に各局等に周知を図ったところです。

最低制限価格、調査基準価格の適用については、直ちに検討する状況にありませんが、今後とも入札状況等の結果に基づいて適切に対応していきます(財務局経理部総務課)。

②平成 25 年度には、価格競争ではなく、技術面の審査を行う企画提案方式による契約を試行すると共に、平成 26 年度には、価格および品質等を総合的に考慮する必要がある案件について、総合評価方式での契約を試行するなど、品質をより確保するための取り組みを実施しています。

納品までの作成プロセスの在り方については、環境へ配慮した取り組みなど発注者として重視すべきとの意見も踏まえ、今後とも制度として反映できるよう、試行による検証を含め取り組んでいきます(財務局経理部総務課)。

③価格だけではなく、価格以外の品質等を高めることを目的として、価格および品質等を総合的に考慮する必要がある案件については、総合評価方式を導入することは可能です。昨年度、印刷案件で、企画提案方式による入札を 1 件試行し、平成 26 年度は総合評価方式で 1 件試行しました。総合評価では、「情報セキュリティの維持・向上のための取り組み」の評価項目として設定し、実際にプライバシーマーク付与事業者へ加点するなど各種認定を評価に活用しています。今後とも総合評価方式の試行の検証を踏まえながら、評価項目の内容について検討していきます(財務局経理部総務課)。

(5) 2020 オリンピック・パラリンピック関連の印刷物発注要件について

2020 年を見据えた相応な取り組みとして、情報伝達の中で重要な役割を担う印刷物について次の事項

を発注要件とされたい。

①誰もが公平に必要な情報を理解し、利用できるようにすることは社会的な責任であり、メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)を標準採用とされたい。

②環境への配慮として、日本印刷産業連合会の印刷産業界の環境自主基準「印刷サービスグリーン基準」に適合したものとされたい。

<回答>

①印刷物等による情報の伝達は、高齢者や障害のある方も含めた、だれも見やすい形で提供することが重要であると認識しています。

オリンピック・パラリンピック関連の印刷物作成に当たっては、都が印刷物等をだれにも見やすく分かりやすいものとするために作成した「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」を活用するなど、だれが必要な情報を理解・利用できるような配慮した発注に留意してまいります(オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課)。

都が作成する印刷物やホームページ等をだれにも見やすくわかりやすいものとするため、カラーユニバーサルデザインガイドラインを作成し、印刷物等を作成する際に活用するよう、庁内に周知しています(福祉保健局)。

②東京都では、「東京都グリーン購入推進方針」、「東京都グリーン購入ガイド」を定め、環境に配慮した調達を進めているところです。印刷物発注において配慮すべき基準もこれらの中に含まれています。

オリンピック・パラリンピック関連の印刷物の発注においても、環境に配慮した発注に留意してまいります(オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課)。